

* * * 就学援助制度のお知らせ * * *

1 就学援助制度とは

経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学用品費や学校給食費など学校にかかる費用の一部を援助する制度です。

2 対象となる方

(1) 生活保護を受けている方

(2) ①～⑥のいずれかに当てはまる方で、認定基準額を満たす方(収入の目安^{*1})

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| ① 生活保護が廃止になったが、今なお生活が困窮している | ④ 保護者の職業が不安定または失業による生活困窮 |
| ② 世帯全員が市民税非課税または減免を受けている | ⑤ 保護者が不慮の事故、災害、疾病等による生活困窮 |
| ③ 児童扶養手当を受給している | ⑥ 特別な事情により生活困窮している |

* いずれの場合も、住宅ローン・借金等債務の返済、習い事・学習塾等への出費については、生活困窮として認められません

※1 収入の目安	家族構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人 小学生1人	大人2人 中学生1人 小学生1人
	年間収入額 (同一生計の方全員の合計)	約 240 万円以下	約 320 万円以下	約 370 万円以下
・ 世帯分離していても、同じ住所に住んでいる場合は、その方の収入も含めます ・ 単身赴任中または別居中であっても生計を一にする場合は、その方の収入も含めます ・ 収入のめやすに該当した場合でも、家族構成等の状況によっては、認定とならない場合があります ・ 児童生徒が措置費を支給されている施設に入所している場合や里親制度を受けている場合などは対象となりません ・ 非課税手当(児童手当、児童扶養手当、失業手当)及び非課税年金(遺族年金、障害年金)は、収入に含めません				

3 援助の対象となるもの

(1) 生活保護を受けている方

- ① 修学旅行費 ② 医療費^{*2}

(2) 認定となった方のうち、(1)に該当しない方

- ① 学用品費 ② 校外活動費 ③ 入学準備費 ④ 修学旅行費 ⑤ 学校給食費^{*3} ⑥ 医療費^{*2}

※2 学校保健安全法施行令第8条に規定される疾病の治療に要した医療費の自己負担分

※3 アレルギー疾患等で学校給食の提供を受けていない方も援助を受けることが可能な場合があります

4 申し込みについて (提出書類を期限までに必ず提出してください)

(1) 提出書類

・就学援助申請書

・添付書類(同一生計全員分)

* 同じ住所に住んでいる方全員(別世帯含む)、および別居の保護者の記載・添付が必要です

* 注意事項・記入例(申請書にQRコード及びURL記載)をよくお読みになり記入してください

* **令和7年1月1日に甲府市に住民票がある方については、①～④の提出は不要です**

収入の状況	添付する書類(※コピー可)	注意事項
①自営業など事業所得がある方、または確定申告等をされた方	R6 年分確定申告書の控え、または R7 年度市・県民税申告書の控え	●所得(課税)証明書は添付できません ●添付書類にマイナンバー(個人番号)の記載がある場合は、番号が見えないよう黒塗りするなどして提出してください ●税の申告をしていない方は認定できませんので、必ず申告を済ませておいてください ●申請内容によって、そのほか書類等を追加で提出していただく場合があります
②給与収入がある方(パート・アルバイト含む)	R6 年分源泉徴収票	
③公的年金がある方(国民・厚生・共済年金)	R6 年分源泉徴収票、または年金振込通知書等	
④収入がなかった方	R7 年度市・県民税申告書の控え ※税法上の被扶養者であれば不要	

(2) 提出期限・提出先 **4月16日(水)まで**に学校または学事課へ提出 (期限後も随時受け付けています)

* お子様が別々の学校(小学校と中学校など)に在学する場合は、それぞれの学校に提出が必要です

* 認定審査結果は6月中旬に郵送にてお知らせします(書類等に不備がない場合)

5 申請に関する注意事項

(1) 前年度認定された方も、引き続き援助を希望される場合は、申請が必要です。

ただし、現在、生活保護を受けているご家庭は、申請不要です。

(2) 就学援助(入学準備費)の入学前支給の認定を受けた小学校1年生のお子様については申請不要です。

ただし、そのお子様以外に小中学生のお子様がいる場合は、申請が必要です。

(3) 就学援助申請後に、転居や家族構成に変更等がありましたらすみやかに学事課までご連絡ください。

(4) 申請書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合は、認定審査によらず援助の対象となりません。